

令和8年度 公園遊具定期点検業務仕様書

第1節 一般事項

1. 1 適用

- (1) 令和8年度 公園遊具定期点検業務仕様書(以下「本仕様書」という。)は、令和8年度 公園遊具定期点検業務 (以下「本業務」という。)に適用する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①、②の順番とする。
 - ①契約書
 - ②本仕様書

1. 2 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、下記による。

(1)「監督員」とは、契約書に規定する監督員をいい、遊具等の管理業務に携わる者で、本業務の監督を行うことを発注者が定めた者をいう。

(2)「業務責任者」とは、本業務を総合的に把握し、本業務を円滑に実施する為に発注者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。

業務責任者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士(以下「安全管理士」という。)または公園施設点検管理士(以下「点検管理士」という。)でなければならない。

(3)「担当技術者」とは、業務責任者の指導管理・監督により本業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。

担当技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品整備技士(以下「整備技士」という。)、公園施設点検技士(以下「点検技士」という。)、安全管理士または点検管理士でなければならない。

(4)「業務関係者」とは、業務責任者及び担当技術者を総称していう。

(5)「発注者の承諾」とは、受注者が発注者に対して書面で申し出た事項について、発注者が書面をもって了解することをいう。

(6)「発注者の指示」とは、発注者が受注者に対し本業務の実施上必要な事項を書面によって示すことをいう。

(7)「発注者と協議」とは、協議事項について、発注者と受注者とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

(8)「検査」とは、契約書に規定する検査をいう。

(9)「作業」とは、本仕様書で定める遊具の定期点検業務をいう。

(10)「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。
(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)

1.3 受注者の負担の範囲

- (1) 本業務の実施にあたり必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に掛かる費用は、発注者側の負担とする。
- (2) 本業務に必要な工具、測定機器等は受注者側の負担とする。
- (3) 使用禁止処置については含まれない。

1.4 業務報告書の様式

- (1) 業務報告書の様式は、(一社)日本公園施設業協会が定める「定期点検総括表」「定期点検表」「写真台帳」に基づき作成すること。
- (2) 業務報告書はデジタルデータ及び紙媒体での納品とし、容易に改ざん出来ないようにすること。

1.5 関係法令の遵守

- (3) 本業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

第2節 業務関係図書

2.1 業務計画書

- (1) 業務責任者は、本業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、作業手順、担当技術者が有する資格等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。

ただし、軽微な業務の場合に於いて発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(※安全管理士、整備技士、点検管理士、点検技士の認定証の写しを添付すること。)

(※点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具等の取扱、処置方法、連絡手順について事前に決めておくこと。)

2.2 作業計画書

- (2) 業務責任者は、業務計画書に基づき作業実施日、作業内容、作業範囲、業務責任者名、担当技術者名等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に発注者の承諾を受けること。

2. 3 貸与資料

- (1) 業務遂行に必要な資料(点検対象遊具等の図面、製品仕様書等)は、貸与する。ただし、本業務終了後は返還するものとする。

2. 4 業務の記録

- (1) 発注者と協議した結果については、指定様式に記録し整理すること。

第 3 節 業務現場管理

3. 1 業務管理

- (1) 業務契約図書に適合する本業務を完了させるために、業務管理体制を確立し品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行うこと。

3. 2 業務責任者

- (1) 受注者は、業務責任者を定め発注者に届けでること。また業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者は、担当技術者に作業内容及び発注者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。
- (3) 業務責任者は、担当技術者以上の経験、知識及び技能を有する者で「安全管理士」または「点検管理士」であること。

3. 3 業務条件

- (1) 業務を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行すること。
- (2) 業務契約図書に定められた業務月日に変更が生じた場合は、発注者と協議の上、変更届けを提出し承諾を受けたのち業務の実施にあたること。

第 4 節 業務の実施

4. 1 担当技術者

- (1) 担当技術者は、その作業等の内容に応じた必要な知識及び技能を有する者で「点検技士」、「整備技士」、「点検管理士」または「安全管理士」であること。

4. 2 点検の範囲

- (1) 点検業務の対象遊具は、別紙一覧による。
- (2) 遊具等の点検内容は、(一社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」に基づいて実施しその結果について報告すること。

- (※点検業務には原則としてボルト、ナット類の増し締め、グリス等の注油は含まない。)
- (※防食テープ等が巻かれている場合は、点検箇所や点検方法について事前に協議すること。)
- (※遊具等の使用禁止の処置としてバリケードや板囲い等を行う場合の手間や材料代は含まない。)

4. 3 点検の実施

- (1) 点検を行う場合には、あらかじめ監督員から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の状況を聴取し、点検の参考とすること。
- (2) 点検業務の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(一社)日本公園施設業協会認定の JPFA 点検器具を使用して行うこと。
- (3) 高難度系遊具や大可動系遊具の安全領域内の設置面の衝撃吸収性能の測定を行う場合は、JPFA 方式または ASTM 及び EN の規格基準に適合した測定器を使用して行うこと。
- (4) 点検業務は担当技術者が行い、その点検結果に基づく判定は業務責任者が行う。

4. 4 定期点検の回数

- (1) 定期点検の実施回数と期間は別紙による。

4. 5 安全対策

- (1) 点検作業においては、作業中であることを表示するとともに、公園利用者へ危害・迷惑をかけることの無いように十分な安全対策を講ずること。
- (2) 点検の結果、緊急な使用禁止が必要と判断される遊具等については、業務計画書等で事前に監督員と打ち合わせた手順に従うこと。

4. 6 作業服装

- (1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装にて作業を実施し、「点検技士」、「点検管理士」、「整備技士」、「安全管理士」の携用認定証等を携帯して作業に従事すること。

4. 7 点検業務の報告

- (1) 業務責任者は、作業の結果を記載した業務報告書を作成し、発注者へ契約書に定められた期日内に報告すること。

第5節 業務の検査

5. 1 本業務の検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、下記の書類を成果品として提出し、発注者の指定した者が行う本業務の検査を受けるものとする。
 - ①仕様書
 - ②業務計画書

（「安全管理士」、「整備技士」、「点検管理士」または「点検技士」の認定証の写しを添付すること。）

③作業計画書

④業務の記録

⑤業務報告書

（（一社）日本公園施設業協会が定める定期点検総括表・定期点検表の様式及び写真台帳）

公園遊具点検箇所一覧

No.	公園名	単体遊具A	単体遊具B	単体遊具C	複合遊具(小)	複合遊具(中)	複合遊具(大)	No.	公園名	単体遊具A	単体遊具B	単体遊具C	複合遊具(小)	複合遊具(中)	複合遊具(大)
1	中央公園	5	1	2				19	パルタウン公園	1	1		1		
2	益岡公園(二の丸)	7	2	3				20	延命寺公園	8	4				
3	益岡公園(児童遊園)	5	1		2			21	緑が丘第1公園	2	2				
4	益岡公園(八幡町)	3	1			1		22	寿山第2公園	1	2				
5	益岡公園(芝生広場)				2			23	寿山第3公園	1	1				
	スパッシュランドパーク							24	緑が丘幼児遊園	3	1	1			
6	大萩山公園	2		2				25	新館第1号幼児遊園	1	2				
7	陣場が丘第1公園		1	1				26	新館第2号幼児遊園	1		1			
8	陣場が丘第2公園	2	2					27	郡山幼児遊園	2	2				
9	幸公園	1	1	1				28	城南幼児遊園	3	3	1			
10	観音崎公園	1	2					29	岩崎幼児遊園	4	3				
11	権現公園	3	2					30	久保公園	2	2				
12	城南一丁目公園		1	1				31	永坂公園	1	2				
	つくし公園							32	城南第1公園	3	3				
13	松ヶ丘第1公園	1	1					33	城南第2公園	1	2	1			
14	松ヶ丘第2公園	1	1	1				34	城南第3公園	1	2	1			
	萩ヶ丘公園							35	岩崎第2公園	1	1	1			
15	堂形公園	1	3	1				36	鷹巣第3公園	2	2				
16	旭町第2公園	3	3	2				37	鷹巣第6公園	2	2				
17	東町第2公園	2	1	1				38	越田前公園	3	1	2			
18	白石沖公園	1	2					39	越河平公園	1	2				
								計	39公園	82 基	65 基	23 基	5 基	1 基	0 基

公園名	遊具名	単体 遊具A	単体 遊具B	単体 遊具C	複合 遊具(小)	複合 遊具(中)	複合 遊具(大)	設置数
中央公園	ブランコ(大型2連)		1					1
中央公園	三連中鉄棒	1						1
中央公園	滑り台(大型2方向)			1				1
中央公園	なかよしシップ	1						1
中央公園	太鼓橋雲梯	1						1
中央公園	グローブジャングル			1				1
中央公園	単列シーソー	1						1
中央公園	砂場	1						1
益岡公園(二の丸)	滑り台(中型)		2					2
益岡公園(二の丸)	ブランコ(大型4連)柵付き	3		3				6
益岡公園(二の丸)	なかよしシップ	2						2
益岡公園(二の丸)	シーソー(2連)	2						2
益岡公園(児童遊園)	シーソー	1						1
益岡公園(児童遊園)	山型雲梯	1						1
益岡公園(児童遊園)	ブランコ(大型2連)柵付き	1	1					2
益岡公園(児童遊園)	飛行機ジム				1			1
益岡公園(児童遊園)	PCTンネル	1						1
益岡公園(児童遊園)	三連低鉄棒	1						1
益岡公園(児童遊園)	複合遊具(小型)				1			1
益岡公園(八幡町)	ロッキング遊具	2						2
益岡公園(八幡町)	おまごとコンビ		1					1
益岡公園(八幡町)	複合遊具(小型)					1		1
益岡公園(八幡町)	ゾウのコンビスロープ	1						1
益岡公園(芝生広場)	複合遊具(小型)				1			1
益岡公園(芝生広場)	複合遊具(小型)				1			1
スパッシュランドパーク								
スパッシュランドパーク								
スパッシュランドパーク								
スパッシュランドパーク								
大萩山公園	ブランコ(大型4連)柵付き	2		2				4
陣場が丘第1公園	滑り台(中型)		1					1
陣場が丘第1公園	ブランコ(中型4連)			1				1
陣場が丘第2公園	滑り台(中型)		1					1
陣場が丘第2公園	ブランコ(中型2連)柵付き	1	1					2
陣場が丘第2公園	二連低鉄棒	1						1
幸公園	ブランコ(中型4連)			1				1
幸公園	滑り台(大型)		1					1
幸公園	三連中鉄棒	1						1
観音崎公園	ダブルリングスライド(滑り台)		1					1
観音崎公園	ブランコ(中型2連)	1	1					2
権現公園	砂場	1						1
権現公園	シーソー	1						1
権現公園	滑り台(中型)		1					1
権現公園	ブランコ(大型2連)柵付き	1	1					2
城南一丁目公園	ブランコ(中型4連)			1				1
城南一丁目公園	中型すべり台		1					1
つくし公園								
つくし公園								
つくし公園								
つくし公園								
つくし公園								
つくし公園								
つくし公園								
つくし公園								
つくし公園								
つくし公園								
松ヶ丘第1公園	ブランコ(大型2連)柵付き	1	1					2
松ヶ丘第2公園	三連低鉄棒	1						1
松ヶ丘第2公園	二方向すべり台			1				1
松ヶ丘第2公園	ブランコ(中型2連)		1					1
萩ヶ丘公園								
萩ヶ丘公園								
萩ヶ丘公園								
萩ヶ丘公園								
萩ヶ丘公園								
堂形公園	ブランコ(中型4連)			1				1
堂形公園	砂場	1						1
堂形公園	滑り台(中型)		1					1
堂形公園	ジャングルジム		1					1
堂形公園	回転イス		1					1
旭町第2公園	ブランコ(中型4連)			1				1
旭町第2公園	三連低鉄棒	1						1

旭町第2公園	三連中鉄棒	1					1
旭町第2公園	ブランコ(大型2連)柵付き	1	1				2
旭町第2公園	滑り台(中型)		1				1
旭町第2公園	滑り台(中型2方向)			1			1
旭町第2公園	ジャングルジム		1				1
東町第2公園	ブランコ(大型4連)			1			1
東町第2公園	砂場	1					1
東町第2公園	滑り台(中型)		1				1
東町第2公園	PCトンネル	1					1
白石沖公園	ブランコ(中型2連)		1				1
白石沖公園	砂場	1					1
白石沖公園	滑り台(中型)		1				1
バルタウン公園	滑り台(大型)		1				1
バルタウン公園	砂場	1					1
バルタウン公園	複合遊具(小型)				1		1
延命寺公園	滑り台(中型)		2				2
延命寺公園	シーソー(単列)	1					1
延命寺公園	シーソー(複列)	1					1
延命寺公園	ブランコ(大型2連)柵付き	2	2				4
延命寺公園	なかよしシップ	2					2
延命寺公園	二連低鉄棒	1					1
延命寺公園	砂場	1					1
緑が丘第1公園	滑り台(中型)		1				1
緑が丘第1公園	三連低鉄棒	1					1
緑が丘第1公園	砂場	1					1
緑が丘第1公園	ブランコ(大型2連)		1				1
寿山第2公園	ブランコ(大型2連)柵付き	1	1				2
寿山第2公園	滑り台(大型)		1				1
寿山第3公園	滑り台(大型)		1				1
寿山第3公園	砂場	1					1
緑が丘幼児遊園	滑り台(中型)		1				1
緑が丘幼児遊園	ブランコ(大型4連)柵付き	1		1			2
緑が丘幼児遊園	シーソー(2連)	1					1
緑が丘幼児遊園	砂場	1					1
新館第1号幼児遊園	滑り台(中型)		1				1
新館第1号幼児遊園	ブランコ(大型2連)		1				1
新館第1号幼児遊園	砂場	1					1
新館第2号幼児遊園	ブランコ(中型4連)柵付き	1		1			2
郡山幼児遊園	滑り台(中型)		1				1
郡山幼児遊園	三連低鉄棒	1					1
郡山幼児遊園	ブランコ(中型2連)柵付き	1	1				2
城南幼児遊園	滑り台(中型)		1				1
城南幼児遊園	ブランコ(中型4連)柵付き	1		1			2
城南幼児遊園	三連低鉄棒	1					1
城南幼児遊園	ジャングルジム		1				1
城南幼児遊園	ジャングルジム		1				1
城南幼児遊園	砂場	1					1
岩崎幼児遊園	ブランコ(中型2連)柵付き	1	1				2
岩崎幼児遊園	くるくるメリー(大)		1				1
岩崎幼児遊園	ボゴステップ	3					3
岩崎幼児遊園	滑り台(大型)		1				1
久保公園	滑り台(大型)		1				1
久保公園	砂場	1					1
久保公園	ブランコ(大型2連)		1				1
久保公園	二連低鉄棒	1					1
永坂公園	滑り台(中型)		1				1
永坂公園	ブランコ(大型2連)		1				1
永坂公園	砂場	1					1
城南第1公園	ブランコ(大型2連)柵付き	1	1				2
城南第1公園	三連低鉄棒	1					1
城南第1公園	ジャングルジム		1				1
城南第1公園	滑り台(小型)		1				1
城南第1公園	砂場	1					1
城南第2公園	ブランコ(大型2連)柵付き	1	1				2
城南第2公園	グローブジャングル			1			1
城南第2公園	滑り台(中型)		1				1
城南第3公園	ブランコ(大型2連)柵付き	1	1				2
城南第3公園	キャッスルジム		1				1
城南第3公園	ターザンロープ			1			1
岩崎第2公園	ブランコ(大型4連)柵付き	1		1			2
岩崎第2公園	滑り台(大型)		1				1
鷹巣第3公園	滑り台(中型)		1				1
鷹巣第3公園	ブランコ(大型2連)		1				1
鷹巣第3公園	健康器具	1					1
鷹巣第3公園	スプリング遊具	1					1
鷹巣第6公園	ブランコ(大型2連)		1				1

鷹巣第6公園	滑り台(中型)		1					1
鷹巣第6公園	スプリング遊具	2						2
越田前公園	滑り台(中型)		1					1
越田前公園	ブランコ(中型4連)			1				1
越田前公園	なかよしシップ	1						1
越田前公園	チェーンネットクライム			1				1
越田前公園	二連低鉄棒	1						1
越田前公園	砂場	1						1
越河平公園	滑り台(中型)		1					1
越河平公園	ブランコ(大型2連)柵付き	1	1					2

合 計	82	65	23	5	1	0	176
-----	----	----	----	---	---	---	-----

箇所数: 39公園

業 務 委 託 仕 様 書									
業 務 名	令和 8 年度 公園遊具定期点検業務								
業 務 場 所	白石市内 3 9 箇所								
業 務 期 間	自 令和 8 年契約日の翌日 至 令和 8 年 1 1 月 3 0 日								
業 務 内 容	遊具定期点検（劣化点検） ▪ 単体遊具（A）－ 1 82基 ▪ 単体遊具（B）－ 1 65基 ▪ 単体遊具（C）－ 1 23基 ▪ 複合遊具（小）－ 1 5基 ▪ 複合遊具（中）－ 1 1基								

総括表

遊具定期点検業務

[illegible]

内 訳 書

遊具定期点検業務

[illegible]

第 1 号 単体遊具(A)-2 劣化点検

1基

[illegible]

第2号

单体遊具(B)-2 劣化点検

1基

[illegible]

第3号

单体遊具(C)-2 劣化点検

1基

[illegible]

第4号 複合遊具(小)-2 劣化点検

1基

[illegible]

第5号 複合遊具(中)-2 劣化点検

1基

[illegible]

